

三重県豚コレラ本庁対策本部第2回幹事会事項書

日時：令和元年6月13日（木）
9時30分～10時30分
場所：栄町庁舎41 会議室

1. 国内における豚コレラの発生状況について
2. 本県の対応状況等
3. 本県で野生いのししの豚コレラ陽性が確認された場合の対応について
4. 本県での豚コレラ発生時の対応について

三重県豚コレラ本庁対策本部幹事会資料

1 国内における豚コレラの発生状況について

(1) 発生農場

	発生日	発生場所	殺処分頭数
1 例目	9月9日	養豚農場(岐阜県岐阜市大洞地区)	546 頭
2 例目	11月16日	岐阜市畜産センター公園(岐阜県岐阜市椿洞地区)	21 頭
3 例目	12月5日	岐阜県畜産研究所(岐阜県美濃加茂市)	503 頭
4 例目	12月10日	いのしし飼養施設(岐阜県関市)	21 頭
5 例目	12月15日	岐阜県農業大学校(岐阜県可児市)	10 頭
6 例目	12月25日	養豚農場(岐阜県関市)	8,083 頭
7 例目	1月29日	養豚農場(岐阜県各務原市)	1,609 頭
	1月29日	疫学関連施設:と畜場(岐阜県岐阜市)	150 頭
	1月30日	疫学関連農場:肥育農場(岐阜県本巣市)	778 頭
8 例目	2月6日	養豚農場(愛知県豊田市)	5,620 頭
		疫学関連農場:肥育農場(愛知県田原市)	1,611 頭
		疫学関連農場:肥育農場(長野県宮田村)	2,444 頭
		疫学関連施設:と畜場(長野県松本市)	38 頭
		疫学関連農場:養豚農場(岐阜県恵那市)	4,333 頭
		疫学関連農場:肥育農場(大阪府東大阪市)	737 頭
		疫学関連農場:肥育農場(滋賀県近江八幡市)	699 頭
9 例目	2月13日	養豚農場(愛知県田原市1戸2農場)	1,740 頭
		疫学関連農場:養豚団地関連農場(田原市7戸14農場)	15,585 頭
10 例目	2月19日	養豚農場(岐阜県瑞浪市)	5,765 頭
11 例目	3月7日	養豚農場(岐阜県山県市)	1,503 頭
12 例目	3月23日	養豚農場(岐阜県山県市)	3,637 頭
13 例目	3月27日	養豚農場(愛知県瀬戸市)	4,131 頭
14 例目	3月28日	養豚農場(愛知県田原市)	1,730 頭
		疫学関連農場:養豚農場(愛知県田原市2戸3農場)	6,421 頭
15 例目	3月29日	養豚農場(愛知県瀬戸市)	1,468 頭
16 例目	3月29日	養豚農場(愛知県田原市)	1,014 頭
17 例目	3月30日	養豚農場(岐阜県美濃加茂市)	666 頭
18 例目	4月9日	養豚農場(岐阜県恵那市)	3,521 頭
19 例目	4月10日	養豚農場(愛知県瀬戸市)	4,641 頭

20 例目	4 月 17 日	養豚農場 (岐阜県恵那市)	9,830 頭
		疫学関連施設: と畜場 (岐阜県岐阜市)	67 頭
21 例目	4 月 21 日	養豚農場 (愛知県田原市)	1,024 頭
		疫学関連農場: 養豚農場 (愛知県田原市 2 戸 2 農場)	702 頭
22 例目	4 月 22 日	養豚農場 (愛知県瀬戸市)	966 頭
23 例目	5 月 17 日	養豚農場 (愛知県田原市)	3,433 頭
		疫学関連農場: 養豚農場 (愛知県田原市)	1,304 頭
24 例目	5 月 25 日	養豚農場 (岐阜県山県市)	2,040 頭
25 例目	6 月 5 日	養豚農場 (岐阜県山県市)	7,433 頭 (*精査中)
26 例目	6 月 12 日	養豚農場 (愛知県田原市)	1,254 頭 (*精査中)

県名	発生事例数	発生農場数	と畜場数	処分頭数
岐阜県	15	17	2	50,516
愛知県	11	33	0	52,644
合計	26	50	2	103,160

(2) 国内における野生いのししの豚コレラ陽性確認状況

岐阜県: 1359頭中 577頭陽性 (陽性率42%) (6月11日現在)
愛知県: 427頭中 22頭陽性 (陽性率5.2%) (6月10日現在)
三重県: 15頭中 0頭陽性 (陽性率 0%) (6月10日現在)
他都道府県: 318頭中 0頭陽性 (陽性率 0%) (6月10日現在)

2. 本県の対応状況等

(1) 県内農場に対する防疫指導等

県内全ての「豚及びいのししの飼育場」(58の養豚農場と20の小規模飼育者)に対して、他県において豚コレラの発生がある度に、飼養豚に異常がないことの確認をするとともに、過去の発生事例から国の豚コレラ疫学調査チームが有効であると指摘している下記の事項に十分留意したうえで、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しています。

- ①野生動物(いのしし、野鳥、イタチ等)の侵入防止対策
- ②農場、特に豚舎内への部外者の立入制限
- ③農場及び豚舎に出入りする人や車両の消毒
(タイヤや下回りの重点的な消毒、運搬車両の運転席を含めた入念な消毒等)
- ④農場及び豚舎に出入りする際の衣服・靴等の交換
- ⑤毎日の健康観察による異常豚の早期発見、早期通報の徹底
- ⑥農場敷地内における飼養豚の屋外移動経路の消毒
- ⑦飼料として利用する食品残さの加熱等による感染防止
- ⑧ネズミ、ハエ等の捕獲又は駆除(粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等)

(2) 監視対象農場に対する対応

平成31年2月7日以降、延べ6農場が、発生農場と交差汚染した可能性があったことから、監視対象農場に設定されていましたが、平成31年3月14日をもってすべて解除されました。

令和元年6月7日に、岐阜県養老町小倉地内の三重県境まで約1.5kmの地点において、豚コレラに感染した野生いのししが確認されました(別紙1)。

今回の感染野生いのししの確認地点から半径10km圏内に本県の養豚農場(1農場)が入ったことから、国と協議し、監視対象農場(※)に設定されました。

この監視対象農場においては、令和元年6月8日を起点として少なくとも28日間(監視対象期間)、次の対応を行います。

- ・農場主は、毎日、飼養豚の臨床症状、死亡頭数などを家畜保健衛生所に報告。
- ・農場主は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出。
- ・農場主は、出荷前日に出荷豚の体温測定及び臨床症状を確認し、家畜保健衛生所に報告。

※監視対象農場：下記に該当した場合、国と協議の上、監視対象農場に設定されます。

- ① 発生農場、またはその発生農場と疫学的に関連がある農場と交差汚染した可能性がある農場
- ② 発生農場から半径3km圏内にある農場
- ③ 野生いのししで陽性が確認されている地点から半径10km圏内にある農場

(3) 野生いのししに対する対応

現在発生している豚コレラについては、野生いのししの介在が疑われています。このため、県では猟友会をはじめとする関係者の協力を得て、発見された死亡野生いのしし等の検査を実施しています。

今回県境付近で感染した野生いのししが確認されたことから、これまで行っている死亡野生いのしし等の検査に加え、現在、岐阜県境付近の地域において、検査件数を増やすなど、モニタリング強化を図っていきます。

また、豚コレラに感染した野生いのししの本県への侵入リスクが高まり、豚コレラの発生が懸念されることから、以下の対応について、検討を進めます。

・緊急消毒

家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令を告示し、県内全ての養豚農場の、農場消毒レベルを統一して高い水準で揃え、豚コレラの未然防止に努めるため、県内全農場で、消石灰消毒を緊急実施することを検討しています。

・野生いのししへの経口ワクチン散布

野生いのししへの経口ワクチン散布は、あらかじめ野生いのししに経口ワクチンを摂取させ、免疫を付与し、感染源とならないようにするため、国の指導のもと、緊急防疫措置として、現在、岐阜県及び愛知県で実施されています。

本県においては、現在のところ死亡野生いのしし等の検査ですべて陰性を確認していますが、感染いのししの三重県への侵入リスクが高まってきていることから、本県においても、経口ワクチン散布の実施について国と協議・調整をしていきます。

3. 本県の野生いのししで豚コレラ陽性が確認された場合の対応について

- ・確認地点から半径 10 km 圏内の農場については、国と協議し、監視対象農場として設定します。
- ・それ以外の全ての農場については、飼養豚に異状がないことの確認を行います。
- ・豚コレラ陽性の野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10 km 圏内において、野生いのししの検査を強化していきます。

4. 本県での豚コレラ発生時の対応について (別紙2参照)

養豚農場の豚等の飼養者等から本病を疑う異常の通報があった場合、家畜保健衛生所は農場にて、①臨床症状等の現場確認、②血液等検査材料の採材、③死亡豚等から検査材料の採材を行い、中央家畜保健衛生所等に搬入し、検査(血清抗体検査、血清抗原検査、血液検査)を実施します。

また、国との協議により、国の検査機関での確定検査が必要な場合は、国の検査機関に検体を送付します。

県の検査において万が一陽性となった場合は、速やかに三重県豚コレラ対策本部を立ち上げ、防疫措置の準備に着手します。

国の検査結果を踏まえ、国との協議により、本疾病の防疫措置(全頭殺処分)を講じます。(発生状況により、国と協議することで、県の検査結果をもって、発生が確定する場合があります。)

本部員会議を開催し関係部局等との情報共有を行い、防疫方針等を定め、防疫活動を開始します。

<第1ステージ>

養豚農場の豚等の飼養者等から本病を疑う異常の通報を受け、第1ステージとなります。

通報農場を管轄する家畜保健衛生所は、通報農場を管轄する農林水産事務所に連絡し、当該農林事務所は通報農場を管轄する市町へ連絡します。

<第2ステージ>

家畜保健衛生所職員が当該農場に到着し、現場確認の結果、豚コレラの特徴的な症状(発熱、元気消失、食欲減退、等)について畜産課に報告した時点から、第2ステージとなります。

農場に立ち入った家畜保健衛生所職員は、検査材料の採材を行い、検査材料を、当該農場から中央家畜保健衛生所へ搬送します。

<第3ステージ>

中央家畜保健衛生所へ検査材料が搬入され、豚コレラ検査(血清抗体検査、抗原検査、血液検査)を行います。

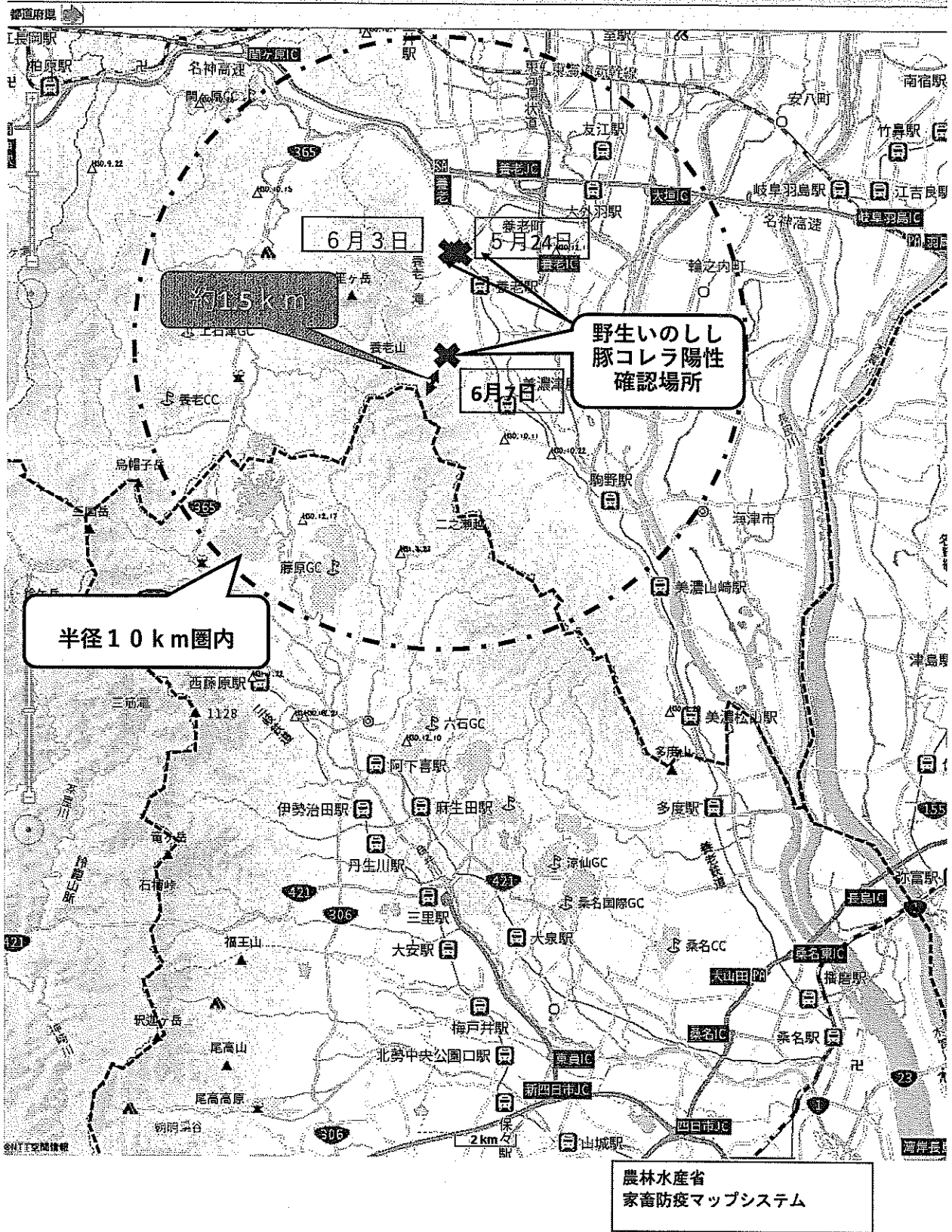
検査で陽性が確認された場合、国と協議し本病の疑いが強いと判断された時点で、第3ステージとなります。

知事を本部長とする豚コレラ本庁対策本部、及び危機管理地域統括監を本部長とする豚コレラ現地対策本部を設置します。

中央家畜保健衛生所から、国の検査機関(動物衛生研究部門)へ検査材料を送付します。

<第4ステージ>

国の検査機関で検査が行われ、国の確定診断により豚コレラ発生が確定されます。この報告を受けて、第4ステージとなり、家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始します。



豚コレラ発生時の初動対応イメージ

